第三十五条の八第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション除却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第三十五条の八第二項中「「前項」を「「前項本文」に、「「第一項」を「「第一項本文」に、「第三十五条の八第一項」を「第三十五条の八第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」と」の下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

第四十二条第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、敷地分割事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第四十二条第二項中「「前項」を「「前項本文」に、「「第一項」を「「第一項本文」に、「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」と」の下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる政令の規定は、この政令の施行の日以後にする公示送達、通知、公示又は公告について適用し、同日前にした公示送達、通知、公示又は公告については、なお従前の例による。

一　第一条による改正後の土地収用法施行令（以下この号において「新令」という。）第五条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第六条の二において準用する場合を含む。）

二　第二条の規定による改正後の成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第二条（新令第三条において準用する場合を含む。）

三　第三条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十二条

四　第四条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第八条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第九条において準用する場合を含む。）

五　第五条の規定による改正後のマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（以下この号において「新令」という。）第二十五条第一項、同条第二項から第四項まで（これらの規定を新令第三十四条第二項、第三十五条の八第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第八十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項、第十二条の三第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第六号、第十九条の二、第二十二条の二第一号及び第三十条の二十三第一項第五号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の三　（略）	**第六条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第一項に規定する中長期目標又は国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十七条第一項に規定する中期目標に基づき運営され、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第十四号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十五号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。	3　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第十四号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十五号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。
4・5　（略）	4・5　（略）